

第二十九条第五項	審理員は 提出があったとき	審理員は、第二項の規定により 提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第三十条第三項	審理員 参加人及び処分庁等	審査庁 参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には、参加人）
第三十一条第一項	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には、審査請求人）
第三十一条第二項	審理員 審理関係人	審査庁 審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）
第三十一条第三項から第五項まで、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七項まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員 最終した旨並びに次に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他の物件に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知したときも、同様とする 審理員が	審査庁が 最終した旨を通知するものとする
第四十四条	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合）同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては、審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合に規定する議を経たとき（第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	審理手続を終結したとき

第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。）	理由
第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する若しくは第十三条第四項	処分庁 に、第六十一条において読み替えて準用する
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	聴かせる 又は第六十一条において準用する第十三条第四項
第十三条第一項	処分又は不作為に係る処分	処分
第十三条第二項	審理員	処分庁
第十四条	第十九条に規定する審査請求書	第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書
第十六条	第二十一条第二項に規定する審査請求書 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁」という。） 当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分庁と有する行政庁である場合を除く。）次条において同じ。）	再調査の請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁 当該行政庁

別表第二（第六十一条関係）